

○埼玉県警察建設工事請負等入札参加者選定委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 30 日

施 第 7 2 2 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察建設工事請負等入札参加者選定委員会設置要綱の制定について（通達）

埼玉県警察が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託並びに土木施設維持管理の委託の契約に関する指名業者、入札参加条件等の審査を適切に行うため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 26 年 6 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察建設工事請負等入札参加者選定委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託並びに土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約事務の適正な執行に資する委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 委員会の設置

警察本部に警察本部建設工事請負等入札参加者選定委員会（以下「警察本部委員会」という。）を、建設工事等を発注する警察本部所属及び警察署に所属建設工事請負等入札参加者選定委員会（以下「所属委員会」という。）を設置するものとする。

第3 組織

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる者をもって充てる。

(1) 警察本部委員会

委員長	総務部長
副委員長	総務部財務局長
委員	同部総務課長
	同部文書課長
	同部広報課長
	同部情報管理課長
	同部留置管理課長
	同部財務局会計課長
	同局施設課長
	同局装備課長

(2) 所属委員会

	警察本部所属		警察署
		警察学校	
委員長	所属長	警察学校長	署長
副委員長	次席	副校長	副署長
委員	主席調査官	主席調査官	各課課（係）長
	調査官	調査官	各課課長代理
	課長補佐	初任教養部長	
		術科教養部長	
		校長補佐	

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

第4 審議事項

1 警察本部委員会

警察本部委員会は、埼玉県建設工事請負等業者選定委員会において審議されないもののうち、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）の規定による副部長以上の決裁に係る建設工事等について、次に掲げる事項の審議を行うものとする。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (3) 随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とするものに限る。）の見積書徴取業者の選定に関すること。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げる入札等についての談合情報を把握した場合における当該情報等への対応に関すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合における最低の価格（低入札価

格)の調査結果に関すること。

(6) その他委員長が審議を必要と認めた事項に関すること。

2 所属委員会

所属委員会は、埼玉県建設工事請負等業者選定委員会及び警察本部委員会において審議されない建設工事等について、前記1に掲げる事項の審議を行うものとする。

第5 運営

1 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を構成する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

第6 関係職員の出席

委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第7 内申等

1 前記第4に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、当該建設工事等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次に掲げる資料のうち、その内申等に必要なものにより、行うものとする。この場合において、警察本部委員会の内申等に必要な資料については、総務部財務局施設課長を経て、委員長に提出するものとする。

(1) 指名業者一覧表

(2) 一般競争入札の公告文（案）

(3) 入札参加者等選定理由書（別記様式第1号）

(4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料

(5) その他必要な資料

2 前記第4の1(1)から(3)までの内申等に当たっては、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年埼玉県告示第1108号）及び工事請負等指名業者選定基準（別表）に基づくとともに、県内企業の優先度、地理的条件、技術的適性、工事（業務）実績、手持ち業務の量等を考慮するものとする。

第8 決定

- 1 前記第4の1に規定する事項は、委員会の審議に基づき、総務部長が決定する。
- 2 前記第4の2に規定する事項は、委員会の審議に基づき、当該建設工事等を発注する所属の長が決定する。

第9 秘密の保持

委員会を構成する者及び委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第10 議事録等

- 1 委員会の庶務担当は、その委員会の会議ごとにその審議概要を工事請負等入札参加者選定委員会議事録（別記様式第2号）にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、当該契約を締結しようとする所属において情報提供を行う。

なお、入札を取りやめた案件について議事録の情報提供を希望された場合は、入札のやり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供すること。

- 2 前記1の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 前記第7の1に規定する資料は、前記2に規定する期間において保存しなければならない。
- 4 前記第7の1に規定する資料に埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第10条第2号の規定に該当する不開示情報が含まれる場合は、当該資料の取扱いに特に留意すること。
- 5 議事録には業者選定の過程及び選定理由を記載すること。
- 6 予定価格が250万円を超える建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約相手方の決定後）、埼玉県が運用する電子入札共同システムにより公表する。

一部改正〔令和6年第1277号〕

第11 庶務

委員会の庶務は、警察本部委員会にあっては総務部財務局施設課において、所属委員会にあっては当該建設工事等を所管する所属の長が指定した係において処理する。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

実施日

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

実施日（令和 5 年 3 月 13 日施第 336 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

実施日（令和 6 年 12 月 23 日会第 1277 号）

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 7 関係）

一部改正〔令和 5 年第 336 号、6 年第 1277 号〕

工事請負等指名業者選定基準

別表（第 7 関係）

工事請負等指名業者選定基準

1 建設工事

等 級別 工事名	A 級	A 級・A 級	A 級・A 級・ B 級	A 級・B 級	A 級・B 級・ C 級	B 級・C 級	B 級・C 級・ D 級	C 級・D 級	D 級
土木一式工 事	1 億 5,000 万円 以上	9,000 万円 以上 1 億 5,000 万円 未満	6,000 万円以 上 9,000 万円未 満	4,500 万円 以上 6,000 万円 未満	3,000 万円以 上 4,500 万円未 満	1,500 万円 以上 3,000 万円 未満	1,000 万円以 上 1,500 万円未 満	250 万円以 上 1,000 万円 未満	250 万円未 満
	10 者以上	8 者以上	8 者以上	8 者以上	8 者以上	7 者以上	7 者以上	5 者以上	5 者以上
建築一式工 事	3 億 7,500 万円 以上	1 億 5,000 万円以上 3 億 7,500 万円未満	1 億円以上 1 億 5,000 万 円 未満	6,000 万円 以上 1 億円 未満	4,000 万円以 上 6,000 万円未 満	2,000 万円 以上 4,000 万円 未満	1,300 万円以 上 2,000 万円未 満	250 万円以 上 1,300 万円 未満	250 万円未 満
	10 者以上	10 者以上	10 者以上	7 者以上	7 者以上	5 者以上	5 者以上	5 者以上	5 者以上

電気工事		6,000 万円 以上		1,500 万円 以上	1,000 万円以 上	250 万円以 上		250 万円 未満	
		10 者以上		6,000 万円 未満	1,500 万円未 満	1,000 万円 未満			
管工事		6,000 万円 以上		8 者以上	8 者以上	6 者以上		5 者以上	
		10 者以上		1,500 万円 以上	1,000 万円以 上	250 万円以 上		250 万円 未満	
標識標示工 事		6,000 万円 以上		6,000 万円 未満	1,500 万円未 満	1,000 万円 未満			
		10 者以上		8 者以上	8 者以上	6 者以上		5 者以上	
その他の工 事	その都度定める。								

（注）等級別発注標準額は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第 15 条による。

2 委託（建設工事に係る設計、調査、測量及び監理並びに土木施設維持管理）

区分	1,000 万円以上	800 万円以上	500 万円以上	
		1,000 万円未満	800 万円未満	500 万円未満
業者数	8 者以上	7 者以上	6 者以上	5 者以上

発注標準以外の格付を設定した場合の理由

- 3 入札参加者数又は応札可能者数（入札参加者数又は応札可能者数を決める根拠及び当該根拠に基づく入札参加者数等を記入する。）

入札参加者数等の根拠（規程、基準等の名称）	入札参加者数
合計	

- 4 地域性による選定（該当する区分に○を記入する。）

	県内全般
	県外
	国外

（注）所在地を明示した地図等を別紙として添付することができる。

県外又は国外を選定した理由

- 5 入札参加者又は応札可能者の選定（絞り込みを行った場合は、該当項目に○を記入するとともに、具体的条件を記入する。）

	項目	具体的条件
	(1) 経営状況	
	(2) 技術又は設備状況	
	(3) 工事（業務）成績の状況	
	(4) 当該工事（業務）に対する地理的条件	
	(5) 手持ち工事（業務）から見た施工（業務）能力	

	(6) 当該工事（業務）の施工（履行）に対する技術的適性	
	(7) 安全管理の状況	
	(8) 労働福祉の状況	
	(9) 会社実績	
	(10) その他	

6 その他

--

年度 第 回 工事請負等入札参加者選定委員会議事録

所属

開催日時		年 月 日 () : ~ :	
No.	案件名称 (契約方式)		開札（見積書徴取）予定日
	()		年 月 日